

スーパーヨット PR 動画制作委託業務に係る企画提案募集実施要領

この要領は、スーパーヨット PR 動画制作委託業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

富裕層が活用する船長 24 メートル以上、乗客定員 12 名程度までのラグジュアリーなモーターヨットまたはセーリングヨット（以下「スーパーヨット」という。）を愛媛県へ誘致することを目的として、愛媛県の魅力を PR するためのコンセプト動画を制作する。

制作した動画は、海外プロモーションでの放映など、スーパーヨット誘致に向けた様々な取組に活用する。

2 業務の内容等

(1) 業務名

スーパーヨット PR 動画制作委託業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

本業務の目的を達するため、富裕層（特に欧米豪）の潜在ニーズを捉え、最適な動画コンセプトを設定の上、スーパーヨットが寄港するうえで重要視されている、本県の各港（弓削港、宮浦港、松山観光港）の港湾設備および港周辺の観光資源（自然・食・歴史・文化・体験など）の魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画を制作する。

(4) 委託料の上限額

本業務委託は、予算額の範囲内で企画提案を行うこと。

金 5,000,000 円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

3 企画提案の応募資格・条件

以下の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日号外法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立ておよび破産法（平成 16 年 6 月 2 日号外法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前 6 月間において、振り出した手形または小切手が不渡

りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

- (6) 役員等または経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	8月8日（金）	—
参加表明書および質問書提出期限	8月22日（金）	様式1, 2, 4
企画提案書提出期限	9月5日（金）	様式5
審査	9月中旬	—

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで）。

5 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和7年（2025年）8月22日（金）日本時間午後5時まで

以下の書類を電子メール、郵送または持参により提出すること。

- ① 参加表明書（様式1） 1部
- ② 誓約書（様式2） 1部
- ③ 付属書類 1部

・会社等の概要および類似実績（業務名、委託者名、実施年、受託金額等）が分かるもの。（様式任意 既存のパンフレット等可）

※参加を取り下げの場合は、8月22日（金）までに参加辞退届（様式3）を電子メールにより提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和7年（2025年）8月22日（金）日本時間午後5時まで

様式4を用いて電子メールにより提出すること。

- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（PR 動画制作業務）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和7年（2025年）9月5日（金）日本時間午後5時まで

以下の書類を電子メール、郵送または持参により提出すること。

- ① 企画提案書表紙（様式5） 正本1部（押印）
- ② 企画書（様式任意） 1部

- ・形式 原則としてA4判、横書き、左綴じとする。着色、両面印刷可。
- ・表紙には宛名、表題、提出年月日、会社名を記載すること。
- ・活動方針、業務内容、業務実施体制（法人の組織図、本業務の統括責任者および従事予定の人員体制、各人の担当業務や経験年数等を含む。）、実施スケジュールは必ず記載すること。
- ・可能な範囲で写真や図などを用いながら、企画を実現するための方法やイメージを具体的に記載すること。
- ・ページ番号は表紙を除き、通し番号として各ページの下部に印字すること。

③ 費用見積書（様式任意） 正本1部（押印）

- ・別添「業務仕様書」の「5 業務の内容」に示した項目ごとに、単価や単位を明示した積算内訳を記載すること。

(4) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

〔事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課
国際プロモーショングループ 末廣、橋本〕

E-mail : hashimoto-tomoaki@pref. ehime. lg. jp

Tel : 089-912-2311

(5) 公正な企画提案審査の確保

- ・企画提案募集参加者（以下「参加者」という。）は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、または企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は参加者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出および差替えは、原則として認めない。ただし、協議会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。(プレゼンテーションは実施しない。)

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

審査項目	内容
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的および趣旨を的確に捉え、スーパーヨット誘致に向けた戦略的な訴求力を有しているか。・欧米豪の富裕層を主たるターゲットとして、効果的な映像演出・構成が提案されているか。・愛媛県の港（弓削港、宮浦港、松山観光港）および周辺観光コンテンツの特性を活かし、それぞれの魅力がバランスよく伝わる構成となっているか。・動画を通じて愛媛を「スーパーヨット寄港先として選ぶ理由」が明確に伝わるストーリー設計がなされているか。・業務仕様書に示された要件が的確に反映されているか。
業務実施体制・遂行能力等	<ul style="list-style-type: none">・本業務を実施するうえで業務を円滑に実施できる体制となっているか。・全体スケジュールについて具体的に記載されており、確実に進行管理できるようになっているか。・本業務と類似の業務の受注実績、内容は十分か。
経済性	<ul style="list-style-type: none">・業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

(3) 審査結果

- ・審査対象となったすべての参加者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(4) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該参加者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

7 欠格事項

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年4月27日号外法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要項に違反または著しく逸脱した場合
- ・同一の参加者が二つ以上の提案書を提出した場合

- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を日本語で締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀参加者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀参加者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 末廣、橋本

Tel : 089-912-2311 E-mail : hashimoto-tomoaki@pref. ehime. lg. jp